

一般財団法人大津市勤労者互助会給付事業規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人大津市勤労者互助会（以下「互助会」という。）業務に関する規則第3条第1号の規定に基づく共済金給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、互助会の会員又は当該遺族（以下「会員等」という。）に適用する。

(効 力)

第3条 共済金給付事業に関する効力は、入会手続きを完了した日の翌月の1日午前0時から発生する。ただし、この規程に別段の定めのある場合は、この限りでない。

2 会費の納入その他の義務を怠っているときは、その効力を停止又は失う。

(停止の解除)

第4条 前条の共済金給付事業に関する効力停止の解除又は喪失の復活は、会員が会費の納入その他の義務を遂行した日からとする。

(共済金給付事業の範囲と実施方法)

第4条の2 共済金給付事業の範囲は、別表1及び別表2の定めるところによる。

2 第11条から第21条の共済金給付事業は、当該条の規定及び別表4共済金給付認定基準に基づき実施する。

3 第18条、第19条ならびに第20条第3項、4項及び5項は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険（以下「保険契約」という。）を契約して実施する。互助会または互助会の会員が保険契約の被保険者となり、給付金の給付の条件等は、当該保険契約に付帯する普通保険約款の規定による。

(給付の請求)

第5条 会員等が別表1の給付を受けようとするときは、共済事由が発生した日から1年以内に、共済金給付申請書により理事長に請求しなければならない。

ただし、別表2の給付を受けようとするときは、給付事由が発生した日の翌日から3年以内とする。

2 前項の共済金給付申請書には、別表 3 に掲げる書類を添付しなければならない。

(給付の申請)

第 5 条の 2 別表 1 については、会員が本会を退会したときは、共済金給付申請の権利を失う。ただし、第 2 1 条の規定に基づく退会餞別金給付申請の権利は、退会后 3 か月間だけ認められる。

第 5 条の 3 別表 2 については、会員が本会を退会した場合であっても、共済事由発生の翌日から 3 年間は、第 4 条の 3 項の定めにより共済金給付申請の権利を有する。

(給付の決定)

第 6 条 理事長は、共済金給付申請書を審査し、給付を決定したときは、給付金を支払う。

2 理事長は、共済金給付申請書を審査し、給付を否決したときは、給付不決定書により通知する。

(給付金の返還)

第 7 条 会員又は給付金の受取人が偽りその他不正行為により給付金を受けたときは、理事長は、給付金を返還させるものとする。

(異議申立)

第 8 条 給付の決定に関して疑義のあるときは、給付不決定書受領後 6 0 日以内に理事長あて異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立てがあつた事項については、理事会で協議のうえ決定し、その可否を理事長名でもって速やかに通知する。

第 9 条、第 1 0 条 削除

(結婚祝金)

第 1 1 条 入会期間 2 年以上の会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

2 再婚の場合は、同一人について 1 回を限度として支給する。

3 結婚とは、民法（明治 3 1 年法律第 9 号）に定める婚姻をいう。

(出生祝金)

第 1 2 条 入会期間 2 年以上の会員に子が生まれたときは、出生祝金を支給する。

(就学祝金)

第 1 3 条 入会期間 2 年以上の会員の子が小学校に入学したときは、就学祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第 1 4 条 入会期間 2 年以上の会員が結婚した日（法律上の婚姻の日）から満 2 5 年を迎

え、夫婦が生存しているときは、銀婚祝金を支給する。

(還暦祝金)

第15条 入会期間2年以上の会員であって、満60歳を迎えたときは、還暦祝金を支給する。

(高年齢者特別給付金)

第16条 入会期間2年以上(基準日は誕生日)の会員にあつて、満70歳を迎えたときは、高年齢者特別給付金を支給する。

(入院見舞金)

第17条 会員が連続して14日以上入院したときは、その日数により入院見舞金を支給する。

(住宅災害保険金)

第18条 会員が現に居住している建物(貸間、店舗、作業場等を除く。以下「建物」という。)または建物に収容されている家財が火災等により損害を受けたとき、若しくは建物が自然災害により損害を受けたときは、別表2に掲げる給付区分に応じ保険金を支給する。

(重度障害・後遺障害保険金)

第19条 会員が疾病により重度障害、もしくは不慮の事故または交通事故による傷害を直接の原因として重度障害または後遺障害(全労済協会の普通保険約款別表4後遺障害等級表の第1級、第2級または第3級の②、③、④のいずれかに該当する障害)となったときは、保険金を支給する。

(死亡弔慰金・死亡保険金)

第20条 会員、会員の配偶者、子及び実父母が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

2 妊娠7か月以上の死産・流産、又、生後14日以内で死亡した場合は、子の死亡と認定するものとする。

3 疾病、不慮の事故または交通事故により会員が死亡したときは、保険金を支給する。

4 会員が死亡したとき支給する死亡保険金の受取人の範囲及び順位については、全労済協会の普通保険約款を適用する。

5 住宅災害により会員と同居する配偶者または6親等内の血族もしくは3親等内の姻族が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

(退会餞別金)

第21条 会員が入会期間15年を超えて退会したときは、その入会期間に応じて退会餞別金を支給する。ただし、在職中に死亡した場合には、退会餞別金は支給しない。

(委 任)

第22条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、互助会の設立許可のあった日から施行する。

付 則

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までに発生した事由について平成12年4月1日から平成13年3月31日までに申請した分については旧規程を適用する。

付 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに発生した事由について平成17年4月1日から平成18年3月31日までに申請した分については旧規程を適用する。

付 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年3月31日までに発生した事由について平成31年4月1日から平成32年3月31日までに申請した分については旧規程を適用する。

付 則

この規程は、令和元年6月13日から施行し、改正後の給付事業規程の規程は平成31年4月1日から適用する

付 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年6月22日から施行し、改正後の給付事業規程の規程は令和5年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。